

2.2 生活環境の概要

2.2.1 大気質

「平成 19 年度の大気汚染状況について（平成 20 年 6 月 大阪市）」及び「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、大阪市内における大気質の現況は以下のとおりである。また、大阪市内における大気汚染常時監視測定局の配置図は図 2-2-1 に、測定結果の概要は表 2-2-1(1)、(2)にそれぞれ示すとおりである。

(1) 二酸化窒素

平成 19 年度の二酸化窒素の市内年平均値は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）で 0.024ppm、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）で 0.032ppm であり、前年度と比較すると一般局及び自排局ともに減少した。なお、事業計画地周辺の一般局である北区旧済美小学校の年平均値は 0.022ppm であった。また、事業計画地周辺の自排局である北区梅田新道の年平均値は 0.032ppm であった。

平成 19 年度の市内における環境基準適合状況は、一般局では 13 局全てで環境基準に適合しており、前年度と同様であった。また、自排局では 11 局中 9 局で環境基準に適合しており、前年度（11 局中 7 局で適合）よりも適合局数は増加していた。

(2) 浮遊粒子状物質

平成 19 年度の浮遊粒子状物質の市内年平均値は、一般局で 0.029mg/m³、自排局で 0.032mg/m³ であり、前年度と比較すると一般局及び自排局とも減少した。なお、事業計画地周辺の一般局である北区旧済美小学校の年平均値は 0.031mg/m³ であった。また、事業計画地周辺の自排局である北区梅田新道の年平均値は 0.036mg/m³ であった。

平成 19 年度の市内における環境基準適合状況は、長期的評価については、一般局では 14 局中 13 局で環境基準に適合しており、前年度（14 局中全てで適合）よりも適合局数は減少していた。自排局では、前年度と同様 9 局中 8 局で環境基準に適合していた。また、短期的評価については、一般局及び自排局とも全局で不適合であった。

(3) 光化学オキシダント

平成 19 年度の光化学オキシダントの昼間（午前 6 時から午後 8 時）の市内年平均値は、一般局で 0.031ppm であり、前年度と比較すると 0.002ppm 増加した。なお、事業計画地の位置する北区の一般局では光化学オキシダントの測定は実施されていない。

平成 19 年度の市内における環境基準適合状況（短期的評価）は、前年度と同様、一般局の 13 局全てで不適合であった。

(4) 二酸化硫黄

平成 19 年度の二酸化硫黄の市内年平均値は、一般局で 0.005ppm、自排局で 0.004ppm であり、前年度と比較すると一般局で 0.001ppm、自排局で 0.003ppm 減少した。なお、事業計画地周辺の一般局である北区旧済美小学校の年平均値は 0.004ppm であった。

近年においては、市内の二酸化硫黄は低濃度で推移しており、環境基準についても長期的、短期的評価ともに全局で適合していた。

(5) 一酸化炭素

平成 19 年度の一酸化炭素の市内年平均値は、自排局で 0.8ppm であり、前年度と比較して 0.1ppm 減少した。

一酸化炭素は、市内の自排局 5 局で常時監視を行っているが、その濃度は低濃度で推移しており、昭和 54 年以降全局で環境基準に適合していた。

(6) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

平成 18 年度の有害大気汚染物質の市内の年平均値はベンゼンで $2.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンで $3.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンで $1.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンで $8.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

ベンゼンは測定地点の 6 地点全てで環境基準に適合していた。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、測定地点の 4 地点全てで環境基準に適合していた。

(7) ダイオキシン類

平成 19 年度のダイオキシン類の市内の年平均値は $0.047 \sim 0.17 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ の範囲にあり、調査地点 7 地点全てで環境基準に適合していた。なお、事業計画地周辺において調査が実施された北区菅北小学校の年平均値は $0.047 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、前年度と比較すると $0.016 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 減少した。

- 一般環境大気測定局 (15)
- 自動車排出ガス測定局 (11)
- ▲ タワー測定局 (1)
- ◎ 環境情報システム室 (WTCCビル36階)



一般環境大気測定局								自動車排出ガス測定局											
測定局	NO ₂	SPM	Ox	HC	SO ₂	風向	温度	日射量	測定局	NO ₂	SPM	HC	SO ₂	CO	交通量				
						風速	湿度									風向	温度	風速	湿度
1	○	○			○	○	○		16	○	○			○					
2	○	○	○	○	○	○			17	○	○	○	○	○					
3	○	○			○	○	○	○	18	○	○	○		○					
4	○	○	○		○	○			19	○	○								
5	○	○	○	○	○	○			20	○	○			○					
6	○	○	○		○	○			21	○	○		○						
7	○	○	○		○	○			22	○	○			○					
8	○	○	○		○	○			23	○									
9	○	○	○		○	○			24	○									
10	○	○	○	○	○	○	○	○	25	○	○				○				
11	○	○	○		○	○			26	○	○								
12	○	○	○		○	○			測定局	風向	温度	風速	湿度						
13		○	○		○														
14			○																
15	○	○	○		○	○			27	○	○								

出典：「大阪市環境白書 平成19年版」（平成20年1月 大阪市）

図 2-2-1 大気汚染常時監視測定局配置図

表 2-2-1(1) 平成 19 年度の測定結果の概要（一般環境大気測定局）

測定局	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				光化学オキシダント (O _x)		二酸化硫黄 (SO ₂)			
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適合状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適合状況		昼間の1時間値の年平均値	環境基準の適合状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適合状況	
						長期	短期					長期	短期
ppm	ppm	長期	mg/m ³	mg/m ³	長期	短期	ppm	短期	ppm	ppm	長期	短期	
旧済美小学校	0.022	0.049	○	0.031	0.076	○	×	—	—	0.004	0.008	○	○
此花区役所	0.026	0.047	○	0.027	0.066	○	×	0.030	×	0.005	0.011	○	○
平尾小学校	0.025	0.048	○	0.038	0.096	×	×	—	—	0.005	0.012	○	○
淀中学校	0.023	0.043	○	0.026	0.065	○	×	0.032	×	0.005	0.011	○	○
淀川区役所	0.024	0.045	○	0.025	0.066	○	×	0.032	×	0.004	0.010	○	○
勝山中学校	0.023	0.047	○	0.031	0.087	○	×	0.034	×	0.005	0.012	○	○
大宮中学校	0.023	0.047	○	0.025	0.066	○	×	0.032	×	0.004	0.009	○	○
聖賢小学校	0.023	0.046	○	0.025	0.067	○	×	0.033	×	0.004	0.010	○	○
清江小学校	0.023	0.045	○	0.031	0.081	○	×	0.033	×	0.005	0.011	○	○
摂陽中学校	0.023	0.044	○	0.025	0.069	○	×	0.033	×	0.004	0.011	○	○
今宮中学校	0.027	0.050	○	0.031	0.078	○	×	0.028	×	0.005	0.011	○	○
堀江小学校	0.025	0.049	○	0.032	0.076	○	×	0.029	×	0.004	0.010	○	○
茨田北小学校	—	—	—	0.033	0.077	○	×	0.034	×	0.004	0.010	○	○
難波中学校	—	—	—	—	—	—	—	0.031	×	—	—	—	—
南港中央公園	0.028	0.050	○	0.033	0.078	○	×	0.027	×	0.006	0.014	○	○
市内平均	0.024	—	13/13	0.029	—	13/14	0/14	0.031	0/13	0.005	—	14/14	14/14

注：1. 環境基準適合状況において、「長期」は長期的評価による環境基準の適合状況を、「短期」は短期的評価による環境基準の適合状況を示している。（○ 適合 × 不適合）
 2. 昼間とは5時から20時までの時間帯を指し、自動測定機による1時間値は6時から20時のデータである。
 出典：「平成19年度の大気汚染状況について」（平成20年6月 大阪市）

表 2-2-1(2) 平成 19 年度の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

測定局	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				一酸化炭素 (CO)				二酸化硫黄 (SO ₂)			
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適合状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適合状況		年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適合状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適合状況		
						長期	短期						長期	短期	
ppm	ppm	長期	mg/m ³	mg/m ³	長期	短期	ppm	ppm	長期	短期	ppm	ppm	長期	短期	
梅田新道	0.032	0.056	○	0.036	0.083	○	×	0.7	1.2	○	○	—	—	—	—
出来島小学校	0.032	0.056	○	0.028	0.078	○	×	0.5	1.0	○	○	0.004	0.009	○	○
北粉浜小学校	0.033	0.055	○	0.032	0.084	○	×	0.8	1.1	○	○	—	—	—	—
杭全町交差点	0.034	0.055	○	0.027	0.068	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—
新森小路小学校	0.036	0.061	×	0.034	0.085	×	×	1.2	1.9	○	○	—	—	—	—
海老江西小学校	0.028	0.051	○	0.026	0.070	○	×	—	—	—	—	0.005	0.010	○	○
今里交差点	0.037	0.063	×	0.036	0.081	○	×	0.9	1.5	○	○	—	—	—	—
上新庄交差点	0.030	0.053	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住之江交差点	0.034	0.056	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨田中学校	0.032	0.055	○	0.031	0.078	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—
我孫子中学校	0.025	0.043	○	0.035	0.077	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—
市内平均	0.032	—	9/11	0.032	—	8/9	0/9	0.8	—	5/5	5/5	0.004	—	2/2	2/2

注：環境基準適合状況において、「長期」は長期的評価による環境基準の適合状況を、「短期」は短期的評価による環境基準の適合状況を示している。（○ 適合 × 不適合）
 出典：「平成19年度の大気汚染状況について」（平成20年6月 大阪市）

2.2.2 水質

「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、大阪市内の河川及び海域における平成 18 年度の水質の現況は以下のとおりである。

(1) 健康項目

水質の健康項目については、河川では測定地点 29 地点中 28 地点で適合しており、また、海域では測定されている 7 地点全てで環境基準に適合していた。

(2) 生活環境項目

生活環境項目のうちで河川、海域でそれぞれ代表的な汚濁指標とされている生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD) の平成 18 年度の環境基準適合状況は、河川では測定地点 38 地点中 24 地点で適合しており、その適合率は 63%であった。また、海域では測定されている 9 地点全てで環境基準に適合していた。

2.2.3 地下水

「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、大阪市内における平成 18 年度の地下水の定期モニタリング調査結果では、9 地点で測定されており 5 地点で環境基準を下回っていたが、砒素が 2 地点、シス-1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素がそれぞれ 1 地点で環境基準値を超過していた。

2.2.4 土壌

「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、平成 18 年度における大阪市内に報告書等の提出があった土壌調査件数は 45 件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は 28 件であった。指定基準を超過した物質は、平成 3~18 年度の累計で重金属等では鉛 (105 件)、砒素 (65 件) が、揮発性有機化合物 (VOC) では、ベンゼン (22 件) が多くなっていた。

2.2.5 騒音

騒音公害は、一般的に発生源周辺において局所的に被害を生じるものであるが、特に都市においては発生源が多種多様にわたっており、過密な都市構造のなかでは、騒音公害が多発する状況にある。

「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、平成 18 年度の大阪市内の騒音に係る苦情件数は、720 件で全公害苦情件数 1,492 件の 48.3%を占めていた。苦情件数の内訳は、建設作業音が 310 件 (43.1%) と最も多く、次いで工場・事業場騒音が 299 件 (41.5%)、生活騒音が 26 件 (3.6%)、交通騒音が 21 件 (2.9%) であり、その他の騒音が 64 件 (8.9%) であった。

また、平成 18 年度の自動車騒音常時監視結果は、対象戸数約 34 万戸のうち、昼夜間とも環境基準を達成した割合は 88.8%、昼間のみ達成は 6.2%、昼夜間とも基準値超過は 5.0%であった。

2.2.6 振動

「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、平成 18 年度の大阪市内の振動に係る苦情件数は、98 件で全公害苦情件数 1,492 件の 6.6%を占めていた。苦情件数の内訳は、建設作業振動が 54 件（55.1%）と最も多く、次いで交通振動が 19 件（19.4%）、工場・事業場振動が 15 件（15.3%）、その他の振動が 10 件（10.2%）、生活振動が 0 件であった。

また、平成 18 年度の大阪市内主要幹線道路沿道 45 地点における道路交通振動の測定結果は、昼間は 32～53 デシベルの範囲（平均値は 44 デシベル）、夜間は 30～48 デシベルの範囲（平均値は 38 デシベル）にあり、昼間及び夜間ともに振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を下回っていた。

2.2.7 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し地層が収縮することや、軟弱層の自然沈下等により、地表面が徐々に広範囲にわたって沈下していく現象である。

「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、平成 17 年度に大阪市内において地盤沈下水準測量が実施された水準点 213 地点における 2 年間の変動量は、-2cm 以上変動した地点が 7 地点（3%）、-2～-1cm が 63 地点（30%）、-1cm 未満が 127 地点（60%）、変動なしが 10 地点（5%）、+1cm 未満が 6 地点（3%）であった。

2.2.8 悪臭

悪臭は、一般に人の嗅覚に直接作用し、嫌悪感を与える感覚公害として問題となっている。また、地域住民の環境に対する意識の向上と住工混在の条件が重なり複雑多様化している。しかも、悪臭は単一物質のみならず、複合臭として発生するケースが多く、その測定方法、規制方法、防止技術等多くの課題をかかえている。

「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、平成 18 年度の大阪市内の悪臭に係る苦情件数は、274 件で全公害苦情件数 1,492 件の 18.4%を占めていた。苦情件数の内訳は、生産工場が 58 件と最も多く、次いで卸売・小売・飲食店が 31 件、家庭生活が 18 件、建築土木工事が 10 件、運輸・通信業が 3 件であった。

2.2.9 日照阻害

日照阻害については、大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」に基づき、日影規制が行われている。事業計画地及びその東側の用途地域は商業地域に、西側は準工業地域に、北側は準工業地域及び商業地域を挟んで第 2 種住居地域に指定されている。このうち商業地域については、「大阪市建築基準法施行条例」に基づく日影規制の対象区域外である。

2.2.10 電波障害

電波障害とは、構造物の建設によって、従前より設置されていた主としてテレビ受信機の受信に悪影響を与える現象のことであり、高層建築や鉄塔などの影響で発生することが多いとされている。

2.2.11 廃棄物

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定められた 20 種類のをいい、一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭系ごみとオフィスや飲食店等から発生する事業系ごみとし尿に分類される。

(1) 一般廃棄物

「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、大阪市内の平成 18 年度における一般廃棄物の排出量は、159.9 万トンである。その処分状況は、家庭系ごみ（普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、臨時ごみ）が 61.6 万トン、事業系ごみ（事業ごみ、持込ごみ）が 96.0 万トン、環境系ごみ（道路清掃、不法投棄、河川清掃）が 2.3 万トンである。これらのごみのうち、155.3 万トンが焼却処理、3.7 万トンが資源化、0.9 万トンが金属回収によって、それぞれ処理・処分されている。また、焼却処理によって生じる 31.6 万トンの焼却灰の全量が埋立処分されている。

(2) 産業廃棄物

「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、大阪市内の平成 17 年度における産業廃棄物の排出量の推計値（平成 12 年度実態調査結果からの推計）は、609.3 万トン（公共都市施設を含む）である。そのうち中間処理量が 597.2 万トン（98.0%）、直接再生利用量が 9.4 万トン（1.5%）、直接最終処分量が 2.7 万トン（0.4%）であると推計されている。また、中間処理により 244.0 万トンの残さが生じ、最終処分量が 27.6 万トン、再生利用量が 228.5 万トンであると推計されている。

2.2.12 景観

事業計画地は、西日本最大のターミナルである梅田地区の北側に位置し、大規模な業務施設、商業施設などが多数立地した都市景観が形成されている。

「大阪市景観形成推進計画」（平成 19 年 3 月）によると、事業計画地周辺は、「都市魅力景観形成地域」として位置づけられ、「これまでの景観施策を基本としながら、大阪らしい都市景観と景観の骨格の形成に向けて先導的な施策の展開を図る」とされている。

2.2.13 地球環境

「大阪市環境白書 平成 19 年版」によると、大阪市地球温暖化対策地域推進計画を市民、事業者、行政が各々の役割に応じた取組みを進めた結果、大阪市の 2004 年度の温室効果ガス排出量は、2,175 万トン-CO₂ となり、基準年度である 1990 年の排出量と比較して 108 万トン-CO₂、率にして 4.7%減少している。

また、「大阪府環境白書 平成 19 年版」によると、オゾン層破壊の原因物質であるフロン等の大気中の濃度について、大阪市東成区において測定されており、平成 18 年度の平均値は、CFC-11（特定フロン）が 1.4 μg/m³、CFC-113（特定フロン）が 0.57 μg/m³、HCFC-22（代替フロン）が 2.8 μg/m³、HCFC-141b（代替フロン）が 0.56 μg/m³、HCFC-142b（代替フロン）が 0.19 μg/m³、HCFC-134a（代替フロン）が 0.66 μg/m³ となっている。

2.3 自然環境の概要

2.3.1 気象

事業計画地の位置する大阪市の気候は、瀬戸内海気候に属しており、概ね温和である。大阪管区気象台における観測結果によると、平成 19 年における大阪市の年平均気温は 17.6℃（平年値^(注)：16.5℃）、年間降水量は 962.5mm（平年値：1306.1mm）、年間日照時間は 2124.5 時間（平年値：1967.1 時間）となっている。

また、大阪市では、大気汚染物質の移流・拡散に大きな影響を与える風向・風速について、市内 13 ヶ所の一般環境大気測定局及び 1 ヶ所のタワー測定局で常時観測を実施しており、市域内では西寄りの風及び北東寄りの風の頻度が多くなっている。

（注）平年値は、大阪管区気象台における昭和 46 年から平成 12 年までの 30 年間の平均値である（「日本気候表」（平成 13 年 3 月 気象庁））。

2.3.2 地象

(1) 地形

大阪市が位置する大阪平野は、北を北摂～六甲山地、東を生駒～金剛山地、西を大阪湾、南を和泉山地に囲まれた地域に発達した沖積低地である。また、市のほぼ中央部、大阪城の位置するあたりから南へ、上町台地と呼ばれる幅約 3km の小高い台地がのびている。

大阪市の市街地は、上町台地付近を除いて、東から西へ徐々に低くなる、ほぼ平坦な地形をしており、事業計画地周辺の標高は海拔 0m 程度となっている。

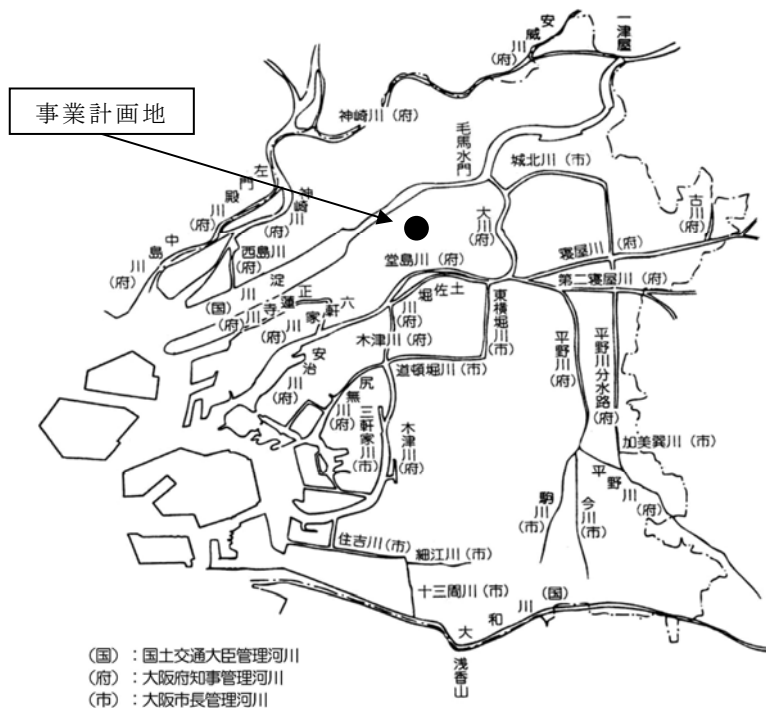
(2) 地質

「地域地質研究報告 大阪東北部地域の地質」（平成 13 年 3 月 地質調査所）によると、大阪平野には厚い沖積層が堆積しており、砂・シルトからなる下部層、海成粘土層を主体とする中部層、砂・シルトからなる上部層に区分されている。事業計画地周辺の沖積層の厚さは 20m 以上となっている。また、上町台地の部分には、礫・砂及びシルトよりなる中位段丘堆積物が分布している。

2.3.3 水象

大阪市内における河川管理図は、図 2-3-1 に示すとおりである。

大阪市内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、淀川本流は直接大阪湾に注いでいる。淀川の派流として北に神崎川が流れ、毛馬水門から分流して旧淀川である大川、堂島川、安治川が流れている。また、大阪平野東部から大阪府下の群小河川を合して京橋で大川と合流する寝屋川水系もこれに属している。一方、大阪市南端には大和川水系がある。



出典：「大阪市環境白書 平成 19 年版」（平成 20 年 1 月 大阪市）

図 2-3-1 大阪市内河川管理図

2.3.4 動物

「大阪府環境白書 平成 19 年版」によると、大阪府内には、約 6 万 ha（府域の約 3 割）の森林、総延長約 1 千 km の河川や約 1 万 1 千か所のため池等の水辺空間、また、市街地やその周辺においても社寺林等の歴史的な緑や農空間が存在し、府内の森林や公園、河川等は野生動植物の繁殖地や移動経路となっているとされている。

また、府内の野生鳥獣については、平野や丘陵地においてイタチ、タヌキ、モグラ等の獣類や、スズメ、ドバト等の鳥類の生息が確認されている。

2.3.5 植物

大阪市ゆとりとみどり振興局のホームページによると、大阪市は上町台地を除きほぼ平坦な地形の上に開け、自然の緑に恵まれておらず、都市公園の整備や公共空間や民有地の緑化などにより市内の緑を築いているとしている。事業計画地の北側に位置する淀川には、アゼナルコスゲ、ガマ、ヨモギ等の野草が見られる河川敷公園が存在する。

2.3.6 水生生物

大阪市では、平成3年度から5年ごとに年4回（四季）にわたって魚類生息状況調査を実施しており、魚類の生息状況をとおして水環境の評価を行っている。

平成18年度は、市内河川19地点において調査を実施しており、「大阪市環境白書平成19年版」によると、確認された魚類は、18科39種3,660個体であったとしている。事業計画地近傍の堂島川及び土佐堀川では、フナ属、オイカワ、ニゴイ属、コウライニゴイ、カダヤシ、スズキ、ボラ、マハゼが確認されている。なお、堂島川ではマハゼが、土佐堀川ではボラがそれぞれ最も個体数の多かった種となっている。

2.3.7 レクリエーション

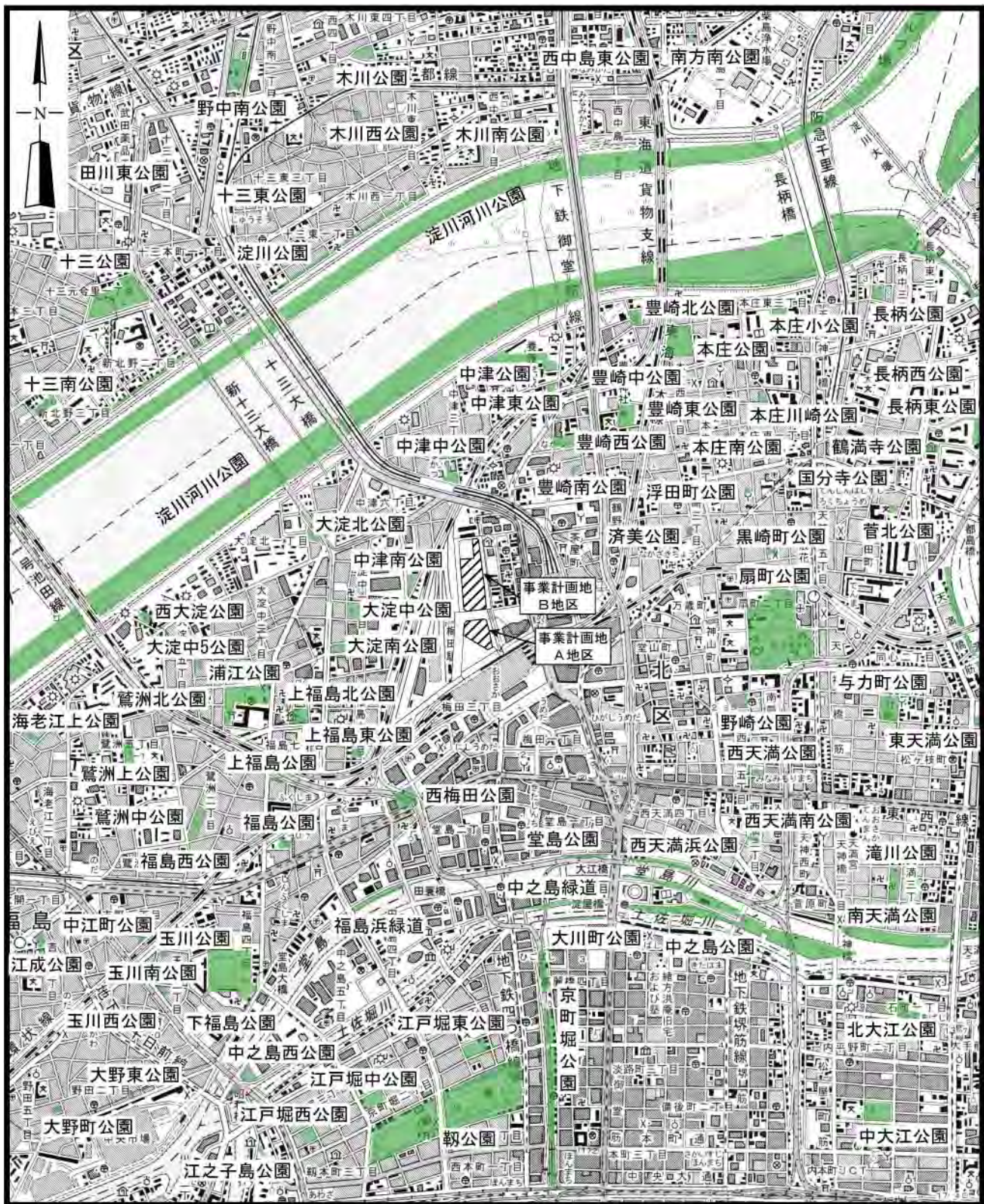
大阪市が作成した大阪都市計画図（都市施設）に記載されている事業計画地周辺の公園の状況は図2-3-2に示すとおりである。

事業計画地北側の淀川沿いには淀川河川公園が存在し、事業計画地周辺には都市公園が点在する。

2.4 社会的文化的環境の概要

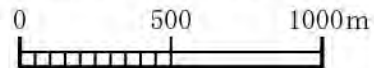
「大阪市文化財地図」（平成13年4月（埋蔵文化財包蔵地の改訂：平成18年11月）大阪市教育委員会）によると、事業計画地周辺の文化財の状況は、表2-4-1及び図2-4-1に示すとおりである。

事業計画地内には、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、有形文化財及び天然記念物等は存在しないが、事業計画地の約500m西側には、埋蔵文化財包蔵地である「鷺洲遺跡」が存在する。



■ : 公園

出典：「大阪市都市計画図（都市施設）」（平成19年7月 大阪市計画調整局）



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（大阪西北部、大阪東北部）を使用したものである。

図 2-3-2 事業計画地周辺の主なレクリエーション施設の位置

表 2-4-1 事業計画地周辺における文化財一覧

区分	番号	名称	区分	番号	名称
国指定史跡	A	緒方洪庵旧宅及び塾	大阪市 顕彰碑	12	銅座の跡
国指定 国宝・ 重要文化財 (建造物)	B	大阪府立図書館		13	大阪銀座跡
	C	旧緒方洪庵住宅(適塾)		14	池上雪枝感化院跡
	D	綿業会館		15	八軒家船つき場跡
	E	大阪市中央公会堂		16	釣鐘屋敷跡
	F	旧小西家住宅		17	大阪市役所江之子島庁舎跡
	大阪府指定 史跡	a		伝日羅墳跡	18
b		大阪府庁跡		19	帝国座跡
c		頼山陽生誕地		20	里程元標跡
大阪市指定 有形文化財 (建造物)	①	愛珠幼稚園		21	天満組惣会所跡
	②	大江橋		22	駅通司大阪郵便役所跡
	③	淀屋橋		23	御霊文楽座跡
	④	鶴満寺本堂		24	蔵屋敷跡
	⑤	毛馬第1閘門及び洗堰		25	暁鐘成墓所
	⑥	淀川改修紀功碑		26	月山貞一旧居跡
大阪市指定 史跡・名勝	⑦	御堂筋銀杏並木		27	薩摩藩蔵屋敷跡
	⑧	中央部下水道改良事業の下水道敷(通称「太閤下水」)		28	西山宗因向栄庵跡
国登録 文化財 (建築物)	①	コニシ(株)		29	関西法律学校発祥の地
	②	日本基督教団大阪教会		30	川崎東照宮跡
	③	大阪倶楽部		31	大阪活版所跡
	④	(株)生駒時計店		32	緒方洪庵墓所
	⑤	新井ビル		33	篠崎小竹墓所
	⑥	青山ビル		34	松瀬青々生誕地
	⑦	日本聖公会川口基督教会		35	大阪開港の地
	⑧	北浜レトロビルディング		36	大阪商法会議所跡
	⑨	岸本瓦町邸		37	蕪村生誕地
	⑩	金光教玉水教会会堂		38	天五に平五 十兵衛横町
	⑪	水道記念館		39	中斎大塩平八郎墓所
	⑫	大阪天満宮梅花殿・神楽所・参集所		40	手形交換所発祥の地
	⑬	ミナミ(株)		41	大阪通商会社・為替会社跡
	⑭	船場ビルディング		42	西横堀川跡
	⑮	宇野薬局		43	源八渡し跡
	⑯	山内ビル		44	佐伯祐三生誕地
	⑰	少彦名神社		45	大阪市役所堂島庁舎跡
	⑱	住友家住宅		46	信濃橋洋画研究所跡
	⑲	伏見ビル		47	野田城跡伝承地
大阪市 顕彰碑	1	大阪会議開催の地		48	大阪俵物会所跡
	2	五代友厚精藍所・西朝陽館跡		49	摂津国分尼寺跡
	3	大阪金相場会所跡		50	佐賀藩蔵屋敷跡
	4	泊園書院跡		51	宮武外骨ゆかりの地
	5	天満青物市場跡		52	将基島粗朶水制跡
	6	淀屋の屋敷跡		53	大坂船手会所跡
	7	野田の藤跡		54	国産ビール発祥の地
	8	川口居留地跡		55	十三渡し
	9	中天游邸跡		56	凌雲閣跡
	10	雑喉場魚市場跡		57	柴島晒ゆかりの地
	11	山片蟠桃墓所		58	近代製紙業発祥の地
		59		鞆海産物市場跡	

注：表中番号は図中番号と一致する

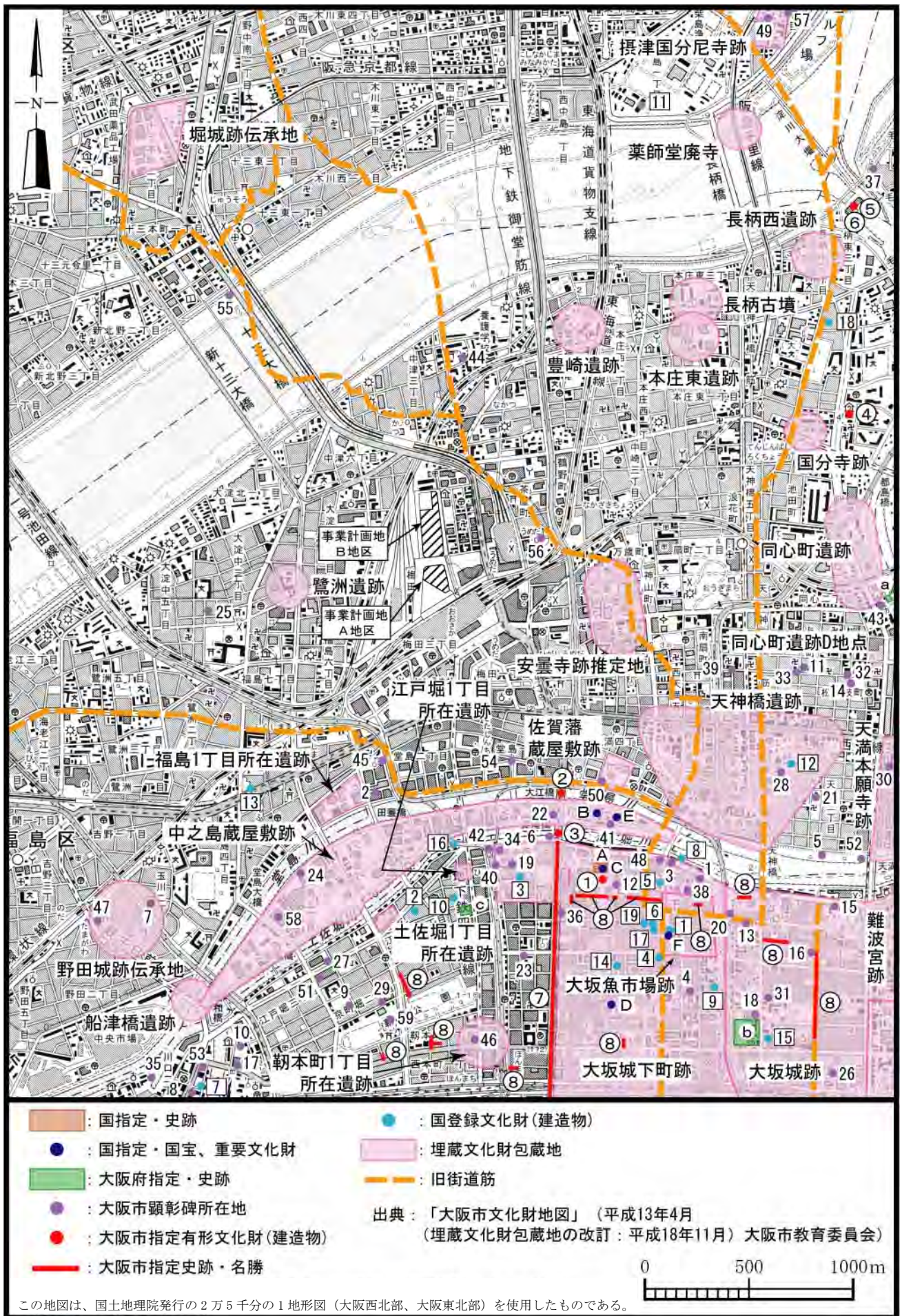


図 2-4-1 事業計画地周辺の文化財地図

2.5 環境基準等

2.5.1 「環境基本法」に基づく環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 2-5-1 に示すとおりである。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 9 項目について定められている。

表 2-5-1 大気汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。</p> <p>3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p>

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 環境庁告示第 25 号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 環境庁告示第 38 号）
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 環境庁告示第 4 号）

(2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表 2-5-2 に示すとおりである。また、大阪府では地域の類型ごとに当てはめる地域の指定が表 2-5-3 に示すとおり行われている。

表 2-5-2 騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間が午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間が午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の種類	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。		

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

- 注：1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- ① 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。)
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号）

表 2-5-3 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A A	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第二種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域(A Aに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」
 (平成 11 年 3 月 大阪府公告第 29 号)

2.5.2 環境保全関係法令

(1) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保することを目的に「大阪市環境基本条例」を平成7年3月に制定している。

また、大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」が平成6年3月に制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「府生活環境保全条例」という。）が平成6年3月に制定されている。

(2) 大気汚染に係る規制

① 工場・事業場に関する規制

「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設について施設ごとの排出基準、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る総量規制基準が定められている。

同法では工場等が集中していることにより、排出基準のみによっては環境基準の確保が困難と認められる地域について、知事が総量削減計画を定め総量規制を行うこととされており、大阪府域は、大阪市、堺市等の17市1町の区域（58号区域）、岸和田市、池田市等14市7町の区域（59号区域）及び能勢町等の4町1村の区域（100号区域）の3つの区域に区分され、硫黄酸化物については58号及び59号区域、窒素化合物については58号区域において、総量削減計画が定められ、総量規制が実施されている。

さらに、大阪市では、工場・事業場等の固定発生源に係る窒素酸化物対策として、大気汚染防止法に基づく排出規制及び総量規制の基準遵守に加え、より厳しい指導基準を盛り込んだ「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」及び「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」に基づき、窒素酸化物の低減に努めている。

② 自動車排出ガス規制

自動車排出ガスによる大気汚染防止として、国は、「大気汚染防止法」に基づき自動車1台当たりの排出ガス量の削減を図るため、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等に係る自動車排出ガス規制を実施し、段階的に強化してきた。

窒素酸化物及び粒子状物質については、平成17年10月に新長期規制を開始し、特に、車両重量3.5トンを超えるディーゼル重量車については、窒素酸化物で41%の削減、粒子状物質で85%の削減を図り、新短期規制（平成15～16年）と比較して大幅に削減している。また、ディーゼル特殊自動車の排出ガスについても、平成15年から規制を開始している。

自動車用燃料の性状及び燃料に含まれる物質（鉛、硫黄等）の量に関しては、平成8年から大気汚染防止法により規制を開始している。なお、軽油中の硫黄分については、石油業界の自主的な取組により、平成17年1月からは10ppm以下の軽油が全国的に供給されている。

大阪府では、平成13年6月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（自動車NO_x・PM法）に基づき、平成15年7月に「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、計画に定められた諸施策を総合的に推進しており、大阪市は、この削減計画の対策地域となっている。

また、「府生活環境保全条例」では、平成10年から運転者が自動車を駐車する場合のアイドリング停止の責務等を定めており、特に500㎡以上の駐車場の管理者

に対しては、利用者に対し原動機を停止すべきことを周知させる義務を課している。さらに大阪府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、同条例を改正し、荷主・運送事業者・行政等の連携した取組みにより、排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止する流入車の規制を、平成21年より実施するとしている。

大阪市では平成19年2月に「大阪市自動車交通環境計画」を策定し、エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進等の施策を実施していくこととしている。

(3) 騒音に係る規制

① 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音に係る規制については、「騒音規制法」に基づき特定施設を有する工場・事業場から発生する騒音を対象として、区域ごとに規制基準が定められている。

また、「府生活環境保全条例」では、「騒音規制法」の指定地域内の特定工場等を除く、工場・事業場から発生する騒音を規制の対象としている。

その内容は表2-5-4に示すとおりである。

表2-5-4 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

(昭和43年11月 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)
 (平成6年10月 大阪府規則第81号)
 (昭和61年4月 大阪市告示第246号)
 (昭和61年4月 大阪市告示第247号)
 (単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分			
		朝 (午前6時～午前8時)	昼 間 (午前8時～午後6時)	夕 (午後6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

- 注：1. 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
2. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でない認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
3. 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
- (1) 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - (2) 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - (3) 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - (4) 第四種区域：工業地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域
4. 「既設の学校・保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む）をいう。
5. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

② 建設作業騒音

建設作業騒音に係る規制については、「騒音規制法」により、くい打ち機、バックホウ等を使用する作業等8種類の作業を特定建設作業と定め規制の対象とし、敷地境界線における音量、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「府生活環境保全条例」では、法に定める8種類の作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等3種類の作業を同じく特定建設作業と定め法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表2-5-5に示すとおりである。

表2-5-5 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による

特定建設作業の規制基準

(昭和43年11月 厚生省・建設省告示第1号)
 (平成6年10月 大阪府規則第81号)
 (昭和61年4月 大阪市告示第246号)
 (昭和61年4月 大阪市告示第248号)

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く。)	85 デシ ベル を 超 え る も の で な い こ と	19 時 ～ 7 時 の 時 間 内 で な い こ と	22 時 ～ 6 時 の 時 間 内 で な い こ と	10 時 間 を 超 え な い こ と	14 時 間 を 超 え な い こ と	連 続 6 日 を 超 え な い こ と	日 曜 日 ・ そ の 他 の 休 日 で な い こ と
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. バックホウを使用する作業							
7. トラクターショベルを使用する作業							
8. ブルドーザーを使用する作業							
9. 6、7、8の作業以外のショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用する破壊作業							

注：1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。

〔工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。〕

③ 道路交通騒音

a. 発生源の規則

自動車本体の騒音発生量については、自動車騒音の大きさの許容限度が「騒音規制法」の規定に基づき昭和46年に定常走行騒音、排気騒音及び加速走行騒音について定められた。その後、中央公害対策審議会の答申「自動車騒音の許容限度の長期的設定方策」に基づき、順次規制の強化が行われた。

さらに、平成12年2月には、平成7年の中央環境審議会答申で示された「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策関係）」（平成12年2月21日 環境庁告示第12号）に沿って改正強化されている。

b. 都道府県知事等による要請及び意見

道路交通騒音について「騒音規制法」は、道路交通騒音の大きさが一定の限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制等）を執るべきことを要請するものとしている。また、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他道路交通騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるものとしている。

限度の内容は、表2-5-6に示すとおりであり、その区域については大阪市告示第277号で定められている。

表 2-5-6 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

(平成12年3月 環境庁令第15号)
(等価騒音レベル)

区域の区分	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

- 注：1. 「車線」とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
2. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項に規定する自動車専用道路部分をいう。
3. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から十五メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から二十メートルまでの範囲をいう。
4. 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

5. a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として大阪市長が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(平成12年3月 大阪市告示第277号)

用途地域	区域の区分と要請限度	
	1 車線	2 車線以上
第 1 種中高層住居専用地域	a 区域 b 区域 65/55	a 区域 70/65 (75/70)
第 2 種中高層住居専用地域		b 区域 c 区域 (車線を有する道路) 75/70 (75/70)
第 1 種住居地域		
第 2 種住居地域		
準住居地域		
用途地域の指定のない地域		
近隣商業地域	指定しない	
商業地域		
準工業地域		
工業地域		
工業専用地域		

注：() 内の数値は幹線交通を担う道路に近隣する区域に係る限度。

④ その他の規制

「府生活環境保全条例」では、「商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限」や「深夜における音響機器の使用の制限」の規制の措置が定められている。

(4) 振動に係る規制

① 建設作業振動

建設作業振動に係る規制については、「振動規制法」により、くい打ち機等を使用する作業等、4種類の作業を特定建設作業と定め規制の対象とし、敷地境界線における振動の大きさ、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「府生活環境保全条例」では、法に定める4種類の作業の他ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業等、合計5種類の作業を同じく特定建設作業と定め法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表2-5-7に示すとおりである。

表2-5-7 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による

特定建設作業の規制基準

(昭和51年11月 総理府令第58号)

(平成6年10月 大阪府規則第81号)

(昭和61年4月 大阪市告示第250号)

(昭和61年4月 大阪市告示第252号)

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く。)	75 デシベル を超える ものでない こと	19 時 ～ 7 時の 時間 内 で ない こと	22 時 ～ 6 時の 時間 内 で ない こと	10 時間 を 超 え ない こと	14 時間 を 超 え ない こと	連続 6 日 を 超 え ない こと	日 曜 日 ・ そ の 他 の 休 日 で ない こと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業							
5. ブルドーザー、トラクターショベル 又はショベル系掘削機械を使用する 作業							

注：1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。

〔工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。〕

② 道路交通振動

道路交通振動に係る規制については、「振動規制法」では道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）を執るべき事を要請するものとしている。

総理府令で定める限度は、表 2-5-8 に示すとおりである。

表 2-5-8 振動規制法による道路交通振動の限度

（昭和51年11月 総理府令第58号）
（昭和61年4月 大阪市告示第253号）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～翌日午前 6 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：1. 第一種区域：第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
2. 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(5) 日照障害に係る規制

大阪市域における日影による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法」及び、「大阪市建築基準法施行条例」に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとされている。

(6) 景観に係る規制

「景観法」では、景観計画区域内において、建築物の新設等の行為を行う場合は、あらかじめ、その行為の種類、場所、設計の方法等の事項を景観行政団体の長に届け出なければならないとしている。大阪市では、大阪市景観計画により、大阪市の行政区域（地先公有水面を含む）が景観計画区域とされており、景観行政団体は大阪市である。

また、大阪市では、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観を形成することを目的として、「大阪市都市景観条例」が定められている。同条例では、市長は良好な都市景観の形成に関する方針の実現を図るために必要な施策の推進に係る計画（「景観形成推進計画」）を定め、また、大規模な面的整備を行う者に対する景観配慮の検討書の提出の義務等について定めている。